

環境影響評価法の一部を改正する法律案要綱

第一 対象事業の範囲の拡大

対象事業に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項第四号の政令で定める給付金のうち政令で定めるものの交付の対象となる事業を追加すること。
(第二条関係)

第二 方法書の作成前の手続の創設

一 第一種事業を実施しようとする者は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の事業の種類ごとに主務省令で定める事項を決定するに当たっては、事業の種類ごとに環境大臣と協議して定める主務省令で定めるところにより、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならないものとする事。 (第三条の二関係)

二 第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成し、主務大臣に送付するとともに、当該配慮書及びこれ

を要約した書類を公表しなければならないものとする。主務大臣は、配慮書の送付を受けた後、速やかに、環境大臣に当該配慮書の写しを送付して意見を求めなければならないものとする。

(第三条の三及び第三条の四関係)

三 環境大臣は、主務大臣に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を述べることができるとし、主務大臣は、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を述べるができるものとする。この場合において、環境大臣の意見があるときは、主務大臣は、これを勘案しなければならないものとする。

(第三条の五及び第三条の六関係)

四 第一種事業を実施しようとする者は、事業の種類ごとに環境大臣と協議して定める主務省令で定めるところにより、配慮書案又は配慮書について環境の保全の見地からの関係する行政機関及び一般の意見を求めるように努めなければならないものとする。

(第三条の七関係)

五 環境大臣は、第二の一及び第二の四の主務省令に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

(第三条の八関係)

六 第二種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができ

ることとする。等、所要の規定を整備すること。

(第三条の九及び第三条の十関係)

第三 方法書手続、準備書手続及び評価書手続の改正

一 事業者は、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成するに当たり、配慮書を作成しているときはその内容を踏まえるとともに、第二の三の主務大臣の意見があるときはこれを勘案して、第二の一の主務省令で定める事項を決定するものとし、これらの事項を方法書に記載しなければならないものとする。

(第五条関係)

二 事業者は、方法書に係る関係地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し方法書を送付する際、これを要約した書類も併せて送付しなければならないものとする。

(第六条関係)

三 事業者は、方法書を作成したときは、方法書及び方法書を要約した書類を、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないものとする。環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）及び環境影響評価書（以下、「評価書」という。）においてもこれと同様とする。

(第七条、第十六条及び第二十七条関係)

四 事業者は、方法書の縦覧期間内に、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないものとし、方法書の説明会に係る所要の規定を整備すること。
(第七条の二関係)

五 方法書に係る関係地域の全部が一の政令で定める市の区域に限られるものである場合において、当該市の長は、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を述べるものとし、この場合において、都道府県知事は、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を述べることができるものとする。準備書においてもこれと同様とすること。
(第十条及び第二十条関係)

六 事業者から評価書の送付を受けた免許等を行う者が地方公共団体等の長である場合、当該地方公共団体等の長は、環境大臣に当該評価書の写しを送付して助言を求めよう努めなければならないものとする。こと。

(第二十三の二関係)

第四 環境影響評価の項目等の選定に関する主務大臣の助言における環境大臣からの意見聴取の創設

主務大臣は、事業者の申出に応じて環境影響評価の項目等の選定について技術的な助言を記載した書面の

交付をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かなければならないものとする。

(第十一条第三項関係)

第五 環境保全措置等の報告等の手続の創設

一 評価書の公告を行った事業者は、事業の種類ごとに環境大臣と協議して定める主務省令で定めるところにより、環境の保全のための措置等に係る報告書（以下「報告書」という。）を作成しなければならないものとし、環境大臣は、関係行政機関の長に協議して、当該主務省令に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

(第三十八条の二関係)

二 評価書の公告を行った事業者は、報告書を作成したときは、評価書の送付を受けた者にこれを送付するとともに、これを公表しなければならないものとする。報告書の送付を受けた者は、速やかに環境大臣に当該報告書の写しを送付して意見を求めるものとする。

(第三十八条の三関係)

三 環境大臣は、必要に応じ、報告書の送付を受けた者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を述べるができるものとし、報告書の送付を受けた者は、必要に応じ、評価書の公告を行った事業者に

対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を述べることができるものとする。この場合において、環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならないものとする。

(第三十八条の四及び第三十八条の五関係)

第六 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

方法書の作成前の手続の創設、環境保全措置等の報告等の手続の創設等に伴い、都市計画に定められる第一種事業等又は第二種事業等に係る手続の特例規定について所要の改正を行うこと。

(第三十八条の六から第四十六条まで関係)

第七 施行期日等

- 一 この法律の施行期日について定めること。
(附則第一条関係)
- 二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備すること。
(附則第二条から第十条まで関係)
- 三 関係法律について所要の改正を行うこと。
(附則第十二条関係)